

「指定訪問看護サービス」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 会社名 株式会社 Sun・Ju・想
(2) 会社所在地 札幌市手稲区稲穂1条8丁目4番10号
(3) 代表者氏名 代表取締役 木元 国友
(4) 設立年月 令和4年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 訪問看護ステーションあいん
令和4年4月1日指定 北海道 第 0167690106 号
(2) 事業所の所在地 石狩市花川北6条2丁目88番地
(3) 電話番号 0133-62-8043
(4) 管理者氏名 草木 あずみ
(5) サービス種別 訪問看護・予防訪問看護
(6) 事業実施地域 石狩市 札幌市(北区 手稲区 西区)

(7) 営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後17:30
定休日	土曜日・日曜日・祝日・お盆休み・12/30~1/3

(8) 職員体制

管理者 1名	看護師 1名
看護師 6名	管理者と兼務1名、常勤2名、非常勤3名
准看護師 1名	常勤1名
作業療法士 2名	常勤1名、非常勤1名
理学療法士 2名	常勤1名、非常勤1名

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

- 訪問看護ステーションあいん 管理者 草木 あずみ
○電話番号 0133-62-8043
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

行政機関その他苦情受付機関

石狩市保健福祉部介護保険課	所在地 石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話番号 0133-72-6121 受付時間 平日 9:00～17:00
札幌市役所介護保険担当課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 011-211-2547 受付時間 平日 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5175 受付時間 平日 9:00～17:00

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当・自立と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 利用者負担金

別紙参照。

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあった場合は、その状況により、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

8 事故発生時の対応

1、ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ステーションは、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存いたします。

2、ステーションは、利用者に対する指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

9 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

【訪問看護利用料金(介護保険)】

◎基本料金		ご利用者様負担額	
		訪問看護	介護予防
介護保険		1割	1割
20分未満		314円	303円
30分未満		471円	451円
30分以上60分未満		823円	794円
60分以上90分未満		1,128円	1,090円
理学療法士 作業療法士	A) 訪問看護 I 5	294円	284円
	B) 訪問看護 I 5×2	588円	568円
	C) 訪問看護 I 5・2超×3	795円 ^{※1}	426円 ^{※2}
※1日に3回以上の訪問看護 I 5を行う場合(C) 1回につき所定単位数に90/100(^{※1} 訪問看護)、50/100(^{※2} 介護予防)を乗じた単位数で算定			

◎早朝・夜間・深夜

早朝(午前 6時～午前 8時)	上記料金に対して25%加算
夜間(午後 6時～午後 10時)	上記料金に対して25%加算
深夜(午後 10時～午前 6時)	上記料金に対して50%加算

◎その他の加算・減算

項目		算定回数等	ご利用者様負担額負担額
初回加算 I ※1			1割
初回加算 II ※2			350円
サービス提供体制加算			300円
緊急時訪問看護加算 ※3		1回につき	6円
特別管理加算 I ※4		月1回	600円
特別管理加算 II ※5		月1回	500円
複数名訪問看護加算(I) ※6	30分未満	月1回	250円
	30分以上	1回につき	254円
複数名訪問看護加算(II) ※7	30分未満	1回につき	402円
	30分以上	1回につき	201円
長時間訪問看護加算 ※8		1回につき	317円
退院時訪問看護加算 ※9			300円
ターミナルケア加算 ※10			600円
予防訪問 I 5			2,500円
理学療法士、作業療法士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合		1回につき	-5円

※自己負担は各負担割合によって決まります

- ※1: 新規に病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合
 ※2: 新規に病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合
 ※3: ご契約の方は24時間対応
 ※4: 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態である場合
 ※5: 在宅酸素・人工肛門・真皮を越える褥瘡の状態であること
 ※6: 看護師2名以上による訪問した場合
 ※7: 看護師のほか、看護補助者が訪問した場合
 ※8: 特別管理加算を算定するご利用者様に対し、90分以上の訪問を行った場合
 ※9: 入院中・入所中に主治医と連携して、在宅生活における必要な指導を行った場合
 ※10: 死亡日及び14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

◎その他の料金(保険外)

項目	内訳	金額
キャンセル料	訪問1時間前までに訪問中止の連絡がない場合(急変時を除く)	2,500円
駐車場代	駐車場がない場合	実費相当額
衛生材料費	ガーゼ等	実費相当額

R6.6.1 改正

【訪問看護料金表（医療保険）】

訪問看護ステーションあいん

◎基本料金

				ご利用負担金額（円）			
基本項目			料金（円）	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3回まで	看護師	5,550	555	1,110	1,665	
		准看護師	5,050	505	1,010	1,515	
	週4回以降 ※1	看護師	6,550	655	1,310	1,965	
		准看護師	6,050	605	1,210	1,815	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3回まで	看護師	4,300	430	860	1,290	
		准看護師	3,800	380	760	1,140	
	週4回以降	看護師	5,300	530	1,060	1,590	
		准看護師	4,800	480	960	1,440	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）			8,500	850	1,700	2,550	
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670	767	1,534	2,301	
	2日目以降		3,000	300	600	900	
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00/6:00～8:00		2,100	210	420	630	
深夜訪問看護加算	22:00～6:00		4,200	420	840	1,260	
難病等複数回訪問加算	1日2回		4,500	450	900	1,350	
	1日3回以上		8,000	800	1,600	2,400	
複数名訪問看護加算		看護師	4,500	450	900	1,350	
		准看護師	3,800	380	760	1,140	
		補助者	3,000	300	600	900	

※自己負担金額は上記金額に各負担率を乗じた金額となります。

※1：4日目以降の訪問で6,550円/回となるのは、看護師による訪問のみ。

理学・作業療法士による訪問は、4日目以降も5,550円。

◎その他の料金（保険外）

項目	内訳	金額
交通費	石狩市内	200円/1回
	その他、地域	400円/1回
駐車場代	駐車場がない場合	実費相当額
休日の訪問	事業所の営業日以外に訪問の場合	2,100円/1回
キャンセル料	訪問1時間前までに訪問中止の連絡がない場合（急変時は除く）	2,500円
衛生材料費（医療）	ガーゼやオムツ等	実費相当額

+病状やご希望の契約により加算されます

◎基本料金

加算名	算定回数等	料金（円）	1割	2割	3割
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月1回	780	78	156	234
24時間対応体制加算	月1回	6,800	680	1,360	2,040
緊急時訪問看護加算	月14日目まで	1回につき	2,650	265	530
	月15日目以降	1回につき	2,000	200	400
特別管理加算Ⅰ（重症度）	月1回	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500	250	500	750
長時間訪問看護加算	週1回	5,200	520	1,040	1,560
情報提供療養費1：市町村へ	月1回	1,500	150	300	450
情報提供療養費2：義務教育学校へ	月1回	1,500	150	300	450
情報提供療養費3：入院・入所時主治医へ	月1回	1,500	150	300	450
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
退院時支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800
特別管理指導加算		2,000	200	400	600
※退院時共同指導に追加		6,000	600	1,200	1,800
ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費2	※2	10,000	1,000	2,000	3,000
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500	250	500	750

◎自己負担金額は上記金額に各負担率を乗じた金額となります。

※2：施設等で看取り看護加算を算定している場合

備考

- ・「重度心身障害者医療受給者証」や「特定疾患医療受給者証」など、公費対象の方の場合は、利用金額が免除もしくは減額されます。
- ・1ヶ月に支払った利用負担金が負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ申請すると、高額療養費として支給されます。